

2008年11月13日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

廃棄物の減量化及び資源化の計画の策定及び推進事務に係る個人情報  
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから  
収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること  
及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答  
申）

2008年10月22日付けで諮問（第354号）された廃棄物の減量化及び資  
源化の計画の策定及び推進事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること  
及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用す  
ること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申し  
ます。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以

外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

平成19年10月より実施している「ごみ処理有料化」に伴い、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び特別児童扶養手当受給世帯（以下「生活保護受給世帯等」という。）を対象に廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第28条第2項に基づき、一般廃棄物処理手数料を免除しているところであるが、極力市民負担の軽減を図るため、新たにひとり親家庭等医療費助成受給世帯も対象として加える予定である。

上記の免除規定については、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」にその詳細を定め、平成21年4月1日を施行日として実施する予定である。

免除の方法としては、免除対象者の申請漏れをなくす観点から、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第233号（2007年1月25日付け）によりすでに実施している生活保護受給世帯等への免除方法と同様本人申請ではなく、指定収集袋の引換券を送付し、市民センター、公民館、環境部の各施設において、引換券により可燃ごみ、不燃ごみの収集回数分の指定収集袋を現物支給する予定である。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第28条第2項の規定に基づき、指定収集袋に係る一般廃棄物処理手数料を免除する場合は、本来、対象者が申請することが原則であるが、申請方式をとった場合は、すでに実施している生活保護受給世帯等の免除方法に差異を生じる。

したがって、子育て支援課所管のひとり親家庭等医療費助成受給世帯情報を利用することで、免除対象者に余計な負担を与えず、且つ、事務を簡便にすることが可能であるので本人以外のものから、ひとり親家庭等医療費助成受給世帯の対象者及び住所を収集し、目的外に利用する必要がある。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

現在、生活保護受給世帯等に対しては、通知すべき相手が多数であり、収集する及び目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、答申第233号を受けて、あらかじめ本人に通知することを省略している。本諮問案件についてもこのことについては同様であるため、本諮問案件につい

てもひとり親家庭等医療費助成受給世帯に対しても業務の効率化を図るため、あらかじめ本人への通知を省略する。

ただし、自己情報コントロール権を確保する観点から、生活保護受給世帯等と同様に指定収集袋の引換券の第1回目の発送時にあわせて、目的外に利用することについての事後の本人通知を同封する。

(4) 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報について

ア 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報

(ア) 定期発送分

毎年3月1日、7月1日、11月1日現在のひとり親家庭等医療費助成受給者の住所または居所、対象者氏名、受給区分

(イ) 随時送付分

4月1日以降の毎月1日現在のひとり親家庭等医療費助成受給者の住所または居所、対象者氏名、受給区分

イ 目的外に利用する個人情報の提供方法

(ア) 対象者リスト（対象者氏名、住所または居所、受給区分）

(イ) 宛名ラベル（郵便番号、住所または居所、対象者氏名）

ウ 目的外に利用する個人情報の所管課

子育て支援課

(5) 実施時期

平成21年2月28日以降予定

(6) 提出資料

ア 収集指定袋減免処理フロー

イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第28条第2項の規定に基づき、指定収集袋に係る一般廃棄物処理手数料を免除する場合は、本来、対象者が申請することが原則であるが、申請方式をとった場合は、すでに実施している生活保護受給世帯等の免除方法に差異を生じる。

さらに、子育て支援課所管のひとり親家庭等医療費助成受給世帯情報を利用することで、免除対象者に余計な負担を与えず、且つ、事務を簡便にすることが可能である。

以上のことから判断すると、個人情報に本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。ただし、個人情報取扱事務届出書については現状と合致していない部分が見受けられるため、早急に内容を検討し、現状と合致した変更届を提出することを条件とするものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

現在、生活保護受給世帯等に対しては、通知すべき相手が多数であり、収集する及び目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、答申第233号を受けて、あらかじめ本人に通知することを省略しているが、本諮問案件についてもこのことについては同様である。

実施機関では、自己情報コントロール権を確保する観点から、生活保護受給世帯等と同様に指定収集袋の引換券の第1回目の発送時にあわせて、目的外に利用することについての事後の本人通知を同封することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上